

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

当社グループの現況に関する事項

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書

業務の適正を確保するための体制

連結注記表

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

不二サッシ株式会社

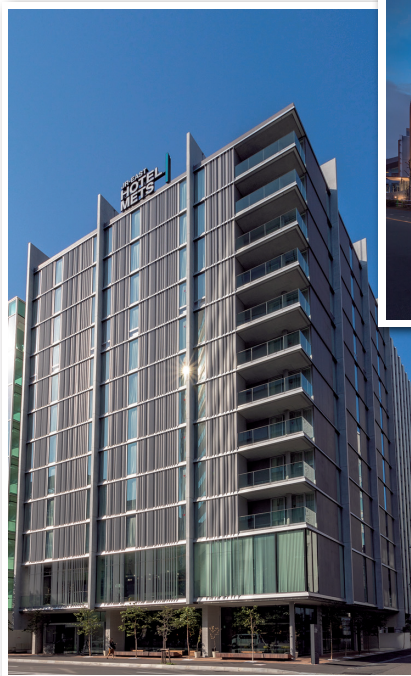
本内容につきましては、法令及び定款に基づき、当社ホームページ
(<http://www.fujisash.co.jp/>) への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供
とみなさせていただきます。

※ご送付済みの「第39期定時株主総会招集ご通知」に記載の内容を含んでおります。



不二サッシ株式会社

第39期 報告書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたび、当社の第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）が終了いたしましたので、事業の概況をご報告申し上げます。

目次

事業報告	1
1.当社グループの現況に関する事項	1
2.株式に関する事項	9
3.新株予約権等に関する事項	9
4.役員に関する事項	10
5.会計監査人の状況	13
6.業務の適正を確保するための体制 および運用状況の概要	14
連結計算書類	16
連結貸借対照表	16
連結損益計算書	17
連結株主資本等変動計算書	18
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	19
計算書類	21
貸借対照表	21
損益計算書	22
株主資本等変動計算書	23
会計監査人の監査報告書謄本	24
監査役会の監査報告書謄本	26

2020年6月

代表取締役社長

吉田 勉





事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

当社は、連結子会社における不適切会計処理により、過年度の有価証券報告書等について金融商品取引法に基づき訂正を行うとともに、過年度の決算短信の訂正等の開示を行いました。本件に関しましては、株主の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループは、全社一丸となって再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済における米中貿易摩擦の長期化の影響や消費税増税にともない、景気の弱さが見られておりましたが、足元では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により急速に悪化しており、先行きが見通せない極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、当社グループは

2017年度にスタートさせました中期経営計画「創造」の3年目におきましても各施策を推進し、リニューアル事業につきましては、日本防水工業(株)および日本スプレー工業(株)の株式を取得し、業容の拡大を図ってまいりましたが、主力とするビルサッシを中心とした建材事業分野においては、新設住宅着工戸数が賃家を中心に減少し、マンション販売戸数が減少するなど、先行きが不透明な状況が続いております。形材外販事業においては、市場競争が年々激化しており、事業環境は厳しさを増しております。環境事業においては、概ね計画通りに進捗いたしました。

この結果、売上高1,017億8千9百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益5億9千6百万円（前年同期は営業利益11億5千2百万円）、経常利益7億3千7百万円（前年同期は経常利益12億7千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益4億3千2百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益8億7千7百万円）となりました。

(単位：百万円)

事業別	売上高 (前期比増減率)	セグメント利益 (前年同期)
建材事業	75,323 (7.2%)	1,571 (2,260)
形材外販事業	21,001 (△6.7%)	25 (53)
環境事業	3,144 (0.5%)	161 (106)
運送事業	1,864 (△0.9%)	302 (162)
その他の	454 (5.7%)	61 (118)

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産、保管管理等を含んでおります。



当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆様への利益還元を図っております。当期は非常に厳しい経営環境ではございますが、今期の配当につきましては、前期と同様に1株当たり1円50銭とさせていただきます。

〔建材事業〕

建材事業においては、連結子会社の増加に加え、住宅建材事業は高断熱商品拡販により堅調に推移し、売上高は753億2千3百万円（前年同期比7.2%増）と増収になりましたが、ビル建材事業における商品開発投資による固定費増加等により、セグメント利益15億7千1百万円（前年同期はセグメント利益22億6千万円）と減益になりました。

〔形材外販事業〕

形材外販事業においては、市場価格の低迷による競争激化や諸資材価格上昇の影響などから、売上高は210億1百万円（前年同期比6.7%減）、セグメント利益2千5百万円（前年同期はセグメント利益5千3百万円）と減収減益になりました。

〔環境事業〕

環境事業においては、市場の変化による事業環境の厳しさが増していますが、営業力およびプロセス管理を強化したことなどにより、売上高は31億4千4百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益1億6千1百万円（前年同期はセグメント利益1億6百万円）と増収増益になりました。

〔運送事業〕

運送事業においては、新型コロナウイルスの影響による荷動きの鈍化傾向が見られるものの、建材及び形材外販事業の物量確保により、売上高は18億6千4百万円（前年同期比0.9%減）、セグメント利益は3億2百万円（前年同期はセグメント利益1億6千2百万円）と減収増益になりました。

〔その他〕

その他事業には、不動産・保管管理等がありますが、売上高は4億5千4百万円（前年同期比5.7%増）、セグメント利益は6千1百万円（前年同期はセグメント利益1億1千8百万円）と増収減益になりました。

（2）対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による、国内外経済への影響は大きく、景気は悪化しており、先行きにつきましても、感染拡大の収束が見通せない中、予断を許さない状況が続くと予想されます。

国内の建設市場におきましては、オリンピック後の首都圏を中心とした大型再開発の計画やインバウンド需要にともなうホテル等の計画が見込まれていたものの、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化することにより、建設投資の見直しによる抑制、先送りなどが予想され、事業環境に大きな影響が出ることが想定されます。

このような状況下ではありますが、中期経営計画「創造」の最終年度である本年度も各施策を遂行してまいります。



2019年度までの進捗状況および施策は以下のようになります。

[コア事業]

ビル建材事業は、提案力と競争力を強化し、シェアアップと収益の拡大を図っております。

2019年度については、売上高はリニューアル事業の事業領域を拡大したことにより増加し、ビル新築事業は営業強化により微増、事業全体では増収となりました。

営業利益は、ビル新築事業の競争激化と継続的な商品開発投資等により減益となりました。

形材外販事業は、アルミ形材・加工品の販路拡大を図っておりますが、厳しい市場競争とアルミ地金価格の低下、運送費の上昇等により減収減益となりました。

[注力事業]

環境事業は、体制を強化し技術を生かしシェアアップを図るとともに、薬剤の売上拡大と破碎機などの商材拡大を図った結果、市場の変化による事業環境の厳しさは継続しているものの、提案営業によるメンテナンス案件の受注等により増収増益となりました。

[成長事業]

光建材事業は、建築化照明の拡がりとともにアルビームシステムが建材事業の差別化商品として受注を拡大しております。

マグネシウム事業は、中長期を視野に産学官での共同開発を推進してまいります。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期や建設市場の動向は極めて不透明であります。

このような中、当社は新型コロナウイルスの感染拡大による市場環境の悪化が危惧される状況を踏まえ、「緊急対策プロジェクト」を発足し、テレワークの推進による業務改革や経費削減に取り組み、様々な施策を講じることで、事業を推進してまいります。

なお、2020年度連結業績予想は、現段階において合理的に算定することが困難なため、未定とさせていただきます。

今後、影響の見極めが進み、適正かつ合理的な業績予想の算定が可能となりましたら、速やかに公表させていただきます。



【当社連結子会社による不適切な会計処理について】

2019年12月、当社連結子会社である関西不二サッシ(株)が、不適切な会計処理を行っていたことが、判明いたしました。

当社は、本会計処理に係る事実関係の徹底した調査および再発防止策の策定等のため2020年1月、調査委員会を設置いたしました。

2020年3月13日、当社は、調査委員会より事実関係と原因分析に係る調査報告書を受領し、その後、調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、3月26日に再発防止策を公表いたしました。

株主の皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、生産部門の設備投資等により、29億4千6百万円（国庫補助金等による圧縮記帳額4百万円控除後）の設備投資を実施いたしました。当社においては、加工設備の設備更新を中心に14億4千8百万円、不二ライトメタル(株)においては、押出設備を中心に8億9千7百万円（国庫補助金等による圧縮記帳額4百万円控除後）の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

(株)りそな銀行と総額95億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は35億円となっております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 36 期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	2017年度 第 37 期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	2018年度 第 38 期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度 第 39 期 (当連結会計年度) (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
売 上 高 (百万円)	94,322	98,137	98,254	101,789
経 常 利 益 (百万円)	2,368	1,862	1,273	737
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,350	1,639	877	432
1 株当たり当期純利益 (円)	34.47	12.99	6.96	3.43
総 資 産 (百万円)	85,467	90,952	90,832	92,155
純 資 産 (百万円)	17,574	19,320	19,985	20,297

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」を適用して算出しております。

2. 当社連結子会社による不適切な会計処理により、2018年度(第38期)の決算数値を訂正いたしました。

《2016年度(第36期)》

建材事業におきましては、新設住宅着工戸数は持ち直したものの、マンション販売戸数減少の影響などから、減収減益となりました。

形材外販事業におきましては、海外での事業縮小やアルミ地金市況および為替変動により減収になりましたが、物量拡大やコスト削減により、黒字に転換しました。

環境事業におきましては、完了工事が少なかったことなどから減収になりましたが、営業プロセスの効率化の推進などにより増益となりました。

このような状況のもと、経営課題に対処するため、2017年度から2020年度における4カ年の中期経営計画「創造」を策定しました。

《2017年度(第37期)》

建材事業におきましては、厳しい競争激化の中、ビル建材事業における短納期物件等の取り込みや、住宅建材事業での取扱商品の拡充等の結果、増収となりましたが、アルミ地金価格の上昇や固定費の増加により減益となりました。

形材外販事業におきましては、アルミ地金市況に連動した販売単価上昇と海外子会社の工場閉鎖による影響が減少し、増収増益となりました。

環境事業におきましては、営業プロセスの効率化の推進などにより、増収増益となりました。

このような状況のもと、期末配当を1株あたり50銭増配し、1円50銭といたしました。

《2018年度(第38期)》

建材事業におきましては、住宅建材事業は高断熱商品拡販により堅調に推移しましたが、ビル新築事業における競争激化やリニューアル市場の低迷などにより減収減益になりました。

形材外販事業においては、アルミ地金市況に連動した販売単価上昇と競争激化、諸資材価格の上昇などにより、増収減益となりました。

環境事業におきましては、プロセス管理を徹底し利益率の改善を図ったものの、市町村合併などの影響による焼却施設に係る事業変化により減収減益となりました。

《2019年度(第39期)》

前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① サッシその他の建築材料の製造・販売・施工
- ② 各種アルミニウム製品の製造・販売・施工
- ③ 環境保全用機器・設備の製造・販売・施工
- ④ 取替サッシ、ビル外壁改装の製造・販売・施工

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地	会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
不二サッシ(株)	本 社	神奈川県川崎市	関西不二サッシ(株)	本 社	大阪府高槻市
	営 業 本 部	東京都品川区	日海不二サッシ(株)	本 社	石川県金沢市
	関 東 支 店	埼玉県さいたま市	不二サッシリニューアル(株)	本 社	神奈川県川崎市
	東 京 支 店	東京都品川区	不 二 倉 業 (株)	本 社	東京都品川区
	横 浜 支 店	神奈川県横浜市	協 同 建 工 (株)	本 社	神奈川県大和市
	名古屋支店	愛知県名古屋市	日 本 防 水 工 業 (株)	本 社	東京都練馬区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市	北海道不二サッシ(株)	本 社	北海道札幌市
	中四国支店	広島県広島市	(株)不二サッシ東北	本 社	宮城県仙台市
	シンガポール支店	シンガポール	(株)不二サッシ関東	本 社	東京都文京区
	千 葉 工 場	千葉県市原市	(株)不二サッシ東海	本 社	愛知県稲沢市
不二ライトメタル(株)	大 阪 工 場	大阪府高槻市	(株)不二サッシ関西	本 社	大阪府吹田市
	本 社	熊本県玉名郡	(株)不二サッシ中四国	本 社	広島県福山市
	東日本事業部	千葉県市原市	(株)不二サッシ九州	本 社	福岡県福岡市
	東 京 支 店	東京都中央区	奈良不二サッシ(株)	本 社	奈良県奈良市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市			

(注) 1. 奈良不二サッシ販売(株)は2019年11月1日付をもって、商号を奈良不二サッシ(株)に変更いたしました。
2. 日本防水工業(株)は2019年5月8日の株式取得にともない当社の子会社となりました。



(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
不二ライトメタル(株)	2,000	100.0	各種アルミニウムその他の金属製品の設計・製造・販売・施工
関西不二サッシ(株)	100	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
日海不二サッシ(株)	100	99.9	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
不二サッシリニューアル(株)	100	100.0	取替サッシ、ビル外壁改装・販売
不二倉業(株)	400	100.0	貨物自動車運送業
協同建工(株)	50	100.0	建築工事ならびに内装工事の請負および施工
日本防水工業(株)	100	97.0	防水工事、外壁改修工事、塗装改修工事
北海道不二サッシ(株)	20	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
(株)不二サッシ東北	230	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
(株)不二サッシ関東	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
(株)不二サッシ東海	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
(株)不二サッシ関西	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
(株)不二サッシ中四国	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
(株)不二サッシ九州	250	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
奈良不二サッシ(株)	40	100.0	サッシその他の金属製建具の販売

- (注) 1. 不二サッシリニューアル(株)は2019年6月10日をもって10百万円増資し、資本金が100百万円となりました。
2. 奈良不二サッシ販売(株)は2019年11月1日付をもって、商号を奈良不二サッシ(株)に変更いたしました。
3. 日本防水工業(株)は2019年5月8日の株式取得にともない当社の子会社となりました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。



(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業の種類別セグメント名	従業員数	前期末比増減
建 材 事 業	1,978 名	82(増) 名
形 材 外 販 事 業	885	6(減)
環 境 事 業	42	1(減)
運 送 事 業	66	2(増)
そ の 他	47	0(－)
全 社 (共 通)	60	1(減)
合 計	3,078	76(増)

- (注) 1. その他は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社 り そ な 銀 行	6,226

- (注) 上記金額には、(株)りそな銀行との総額95億円のコミットメントライン契約に基づく、借入実行残高35億円が含まれております。



2. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 157,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 126,267,824株 (うち、自己株式の数76,178株)
- (3) 株 主 数 21,243名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
文化シヤッター株式会社	29,626	23.48
大栄不動産株式会社	5,349	4.24
蛇の目ミシン工業株式会社	2,100	1.66
株式会社りそな銀行	1,857	1.47
不二サッシ社員持株会	1,724	1.37
大日メタックス株式会社	1,530	1.21
三井物産株式会社	1,474	1.17
株式会社埼玉りそな銀行	1,438	1.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,140	0.90
S M B C 日興証券株式会社	953	0.76

(注) 持株比率は、自己株式 (76,178株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2020年3月31日現在)

該当する事項はございません。



4. 役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 当社の取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 田 勉	社長執行役員
代 表 取 締 役	石 堂 金 也	専務執行役員、経営企画室担当
取 締 役	岡 野 直 樹	常務執行役員、営業本部長
取 締 役	緒 方 右 武	大栄不動産(株)社外取締役
取 締 役	鈴 江 孝 裕	鈴江コーポレーション(株)代表取締役会長
※常 勤 監 査 役	菅 原 伸 幸	
監 査 役	妹 尾 佳 明	弁護士（MOS合同法律事務所）
監 査 役	佐 々 木 茂	大栄不動産デベロップメント(株)代表取締役社長

- (注) 1. ※印は、2019年6月27日開催の第38期定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
2. 取締役のうち緒方右武、鈴江孝裕の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち妹尾佳明、佐々木 茂の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は妹尾佳明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の退任監査役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
常 勤 監 査 役	磯 典 雄	当該事項なし	2019年6月27日

5. 決算期後の取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況	異動年月日
取 締 役	岡 野 直 樹	常務執行役員、生産本部・環境安全部 担当	2020年4月1日

当社経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名に関しては、定款における員数上限および「常勤役員年齢上限内規」に基づき、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において人事案を策定し、取締役会における役員選任議案の承認決議を経て、株主総会に上程いたします。

なお、当社取締役および執行役員ならびに監査役候補者の指名方針に関しては、「コーポレートガバナンス基本方針」第5条および第6条に記載のとおりです。

(<http://www.fujisash.co.jp/hp/company/governance/>)



(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 報酬の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	107,364 千円
(うち社外取締役)	(2名)	9,840 千円
監 査 役	4名	24,120 千円
(うち社外監査役)	(2名)	9,120 千円
合 計	9名	131,484 千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額4億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額8千万円以内と決議いただいております。

②報酬等の決定に関する方針

当社取締役および執行役員の報酬に関しては、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において各期の業績・成果に見合った個別役員の報酬額の案を協議のうえ策定し、取締役会において決定しております。

当社取締役および執行役員の報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績評価に基づき決定されます。



(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	緒 方 右 武	大栄不動産(株) 社外取締役	大栄不動産(株)は当社の大株主であり、当社は同社との間で、不動産仲介での取引があります。
社外取締役	鈴 江 孝 裕	鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長	当社子会社の不二倉業(株)と同社との間で運送業に関して取引があります。
社外監査役	妹 尾 佳 明	弁護士 (MOS合同法律事務所)	当社と妹尾佳明弁護士および同事務所との間に重要な取引その他関係はありません。
社外監査役	佐 々 木 茂	大栄不動産デベロップメント(株) 代表取締役社長	当社と大栄不動産デベロップメント(株)との間で、取引はありません。

②当事業年度における主な活動

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
社外取締役	緒 方 右 武	当事業年度の取締役会に21回中21回出席している他、その他の重要な会議に出席し、議案審議等について、主に法令や定款の遵守に係わる観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	鈴 江 孝 裕	当事業年度の取締役会に21回中11回出席している他、その他の重要な会議に出席し、長年にわたる企業経営者としての事業戦略に関する経験豊富な観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	妹 尾 佳 明	当事業年度の取締役会に21回中20回、監査役会に21回中20回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な意見を述べております。
社外監査役	佐 々 木 茂	当事業年度の取締役会に21回中21回、監査役会に21回中21回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に金融・不動産分野における業務執行・経営者としての観点から、適宜必要な意見を述べております。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額
71百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
79百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。



6. 業務の適正を確保するための体制 および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。「内部統制システムの整備に関する基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujisash.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用 状況の概要

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備して運用しております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

①コンプライアンスに関する取組み

「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため当社グループの役員、使用人等を対象としたコンプライアンステストを定期的実施しております。また、当社の内部通報窓口である、「不二サッシ企業倫理ホットライン」についても周知活動を継続し、問題の早期発見と改善に努めてお

り、その運用・通報状況について定期的に取締役会に報告を行っております。

②損失の危険の管理に関する取組み

重大なリスクが発生した場合は「緊急対策検討委員会」を開催し、的確な対応を速やかに決定しております。

③業務執行の適正および効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定およびその監督を有効に行っております。

また、取締役、執行役員および部門長で構成される「経営会議」では意思決定に至る検討に深度を加えております。

なお、社外取締役、社外監査役からは、四半期毎に関係役員と意見交換会を実施し、社外役員の方の意見を取り入れる機会を設け情報交換・認識共有を行い企業価値向上を図っております。さらに年に1度、取締役および監査役に対して、取締役会に対するアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

関係会社は、関係会社管理規程に基づき、定められた重要な事項について承認申請・報告を行う体制としているほか、関連事業部、監査部が定期的に監査・指導を行っております。



⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回以上開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や決裁書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

⑥当社連結子会社による不適切な会計処理の再発防止策について

当社から当該子会社に新社長を派遣し、経営の刷新をおこなったほか、当社と同一の会計システムを導入しシステム制御を図るとともに、当社管理部門における可視化を実現します。また、当社による子会社管理については、当社各本部における機能ごとの縦割り管理による弊害を是正するため、子会社管理の統括責任の所在を明確化し、さらに各本部に係わる情報の共有化を図ることで、子会社への相互監視ならびに牽制機能を高めます。

管理本部による子会社管理および統括機能強化については、総合企画部関連事業部は人員増強を検討するとともに、管理本部として機能強化をサポートします。

監査部による内部監査機能を強化します。

コンプライアンス体制の強化については、子会社社長に対するコンプライアンス教育を強化し、社内ルールの理解と遵守、適正な財務諸表の重要性を教育テーマに掲げ、意識向上を図るとともに連結経営の重要性についての理解を徹底します。

グループ内部統制システム強化については、4月1日付でグループ内部統制担当役員を配置し、グループ会社の内部統制システムの見直しおよび運用状況のモニタリングを強化します。

このような施策により、適切な情報開示と透明性を確保し、取締役会の責務を果たすことで、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(再発防止策の詳細については、当社ホームページ <http://www.fujisash.co.jp/> をご参照ください。)

＜備考＞本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)



(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	92,155	(負 債 の 部)	71,858
流 動 資 産	53,682	流 動 負 債	45,024
現 金 及 び 預 金	14,325	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,484
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	17,190	電 子 記 録 債 務	4,858
電 子 記 録 債 権	3,405	短 期 借 入 金	11,955
商 品 及 び 製 品	1,145	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	215
仕 掛 品	13,663	リ ー ス 債 務	237
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,711	未 払 法 人 税 等	302
販 売 用 不 動 産	309	前 受 金	8,546
そ の 他	1,559	工 事 損 失 引 当 金	271
貸 倒 引 当 金	△628	そ の 他	3,151
固 定 資 産	38,472	固 定 負 債	26,834
有形固定資産	29,670	社 債	2,725
建 物 及 び 構 築 物	38,503	長 期 借 入 金	6,559
減価償却累計額及び減損損失累計額	△31,078	リ ー ス 債 務	1,306
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	41,258	繰 延 税 金 負 債	27
減価償却累計額及び減損損失累計額	△35,887	再評価に係る繰延税金負債	413
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,204
リ ー ス 資 産	2,349	資 産 除 去 債 務	265
減 価 償 却 累 計 額	△953	そ の 他	333
建 設 仮 勘 定		(純 資 産 の 部)	20,297
そ の 他	11,629	株 主 資 本	19,434
減価償却累計額及び減損損失累計額	△10,596	資 本 金	1,709
無形固定資産	601	資 本 剰 余 金	816
の れ ん	278	利 益 剰 余 金	16,923
そ の 他	323	自 己 株 式	△15
投資その他の資産	8,199	その他の包括利益累計額	733
投 資 有 価 証 券	2,254	その他有価証券評価差額金	465
長 期 貸 付 金	345	土 地 再 評 価 差 額 金	1,505
繰 延 税 金 資 産	4,162	為 替 換 算 調 整 勘 定	△382
そ の 他	2,333	退職給付に係る調整累計額	△854
貸 倒 引 当 金	△897	非支配株主持分	129
資 産 合 計	92,155	負 債 及 び 純 資 産 合 計	92,155



連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高		101,789	
売上原価		87,454	
売上総利益		14,334	
販売費及び一般管理費		13,738	
営業利益		596	
営業外収益			
受取利息	17		
受取配当金	87		
受取配当利益	27		
受取配当金	134		
受取配当金	128		
受取配当金	51		
受取配当金	46		
受取配当金	96		
受取配当金	122		713
営業外費用			
支払利息	253		
支払売却費用	9		
支払売却費用	139		
支払売却費用	77		
支払売却費用	91		572
経常利益			737
特別利益			
固定資産売却益	2		
固定資産売却益	11		
固定資産売却益	1		15
特別損失			
固定資産減価償却費用	4		
固定資産減価償却費用	83		
固定資産減価償却費用	13		100
税金等調整前当期純利益			651
法人税、住民税及び事業税	397		
法人税等調整額	△182		214
当期純利益			437
非支配株主に帰属する当期純利益			4
親会社株主に帰属する当期純利益			432



連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	1,709	816	16,418	△15	18,929
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	261	-	261
遡及処理後当期首残高	1,709	816	16,680	△15	19,190
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△189		△189
親会社株主に帰属する当期純利益			432		432
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	243	△0	243
当 期 末 残 高	1,709	816	16,923	△15	19,434

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	624	0	1,505	△425	△1,043	661	133	19,724
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	261
遡及処理後当期首残高	624	0	1,505	△425	△1,043	661	133	19,985
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△189
親会社株主に帰属する当期純利益								432
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△159	△0	-	43	188	71	△3	67
当 期 変 動 額 合 計	△159	△0	-	43	188	71	△3	311
当 期 末 残 高	465	-	1,505	△382	△854	733	129	20,297



独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

不二サッシ株式会社
取締役会 御 中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 裕 子	印
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	菊 地 康 夫	印
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	清 水 谷 修	印
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二サッシ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)



(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	58,427	(負 債 の 部)	45,514
流 動 資 産	26,607	流 動 負 債	28,643
現金及び預金	5,282	支払手形	2,781
受取手形	1,548	電記簿債	5,182
電子記録債権	2,174	買掛金	4,957
商品及び製品	4,832	短期借入金	4,700
仕掛品	895	1年内償還予定の社債	200
材料及び貯蔵品	8,940	1年内返済予定の長期借入金	2,363
原材料及び貯蔵品	87	リース負債	186
販売用不動産	122	未払金	290
前払費用	215	未払法人税等	623
短期貸付	1,740	未払法 人 税	80
未立入金	1,501	前受り	6,488
未立入金	149	前受り	310
未立入金	149	前受り	19
貸倒引当金	△1,032	前受り	41
		前受り	417
固 定 資 産	31,819	固 定 負 債	16,871
有形固定資産	16,495	社 債	2,700
建物	23,214	長期借入金	5,368
減価償却累計額及び減損損失累計額	△19,094	リース負債	1,209
構築物	1,900	退職給付引当金	7,208
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,664	資産除 去 債	183
機械及び装置	7,464	そ の 他	201
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,511		
車両運搬具	44		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△42		
工具、器具及び備品	5,467		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,142		
土地	2,029		
減価償却累計額	△768		
建設仮勘定	683		
無形固定資産	211	(純 資 産 の 部)	12,913
ソフトウェア	172	株 主 資 本	12,535
その他	38	資 本 金	1,709
投資その他の資産	15,113	資 本 剰 余 金	791
投資関係会社株式	1,624	資 本 準 備 金	791
長期貸付証券	10,534	利 益 剰 余 金	10,043
敷金及び保金等	1,091	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,043
破産延税の金	277	繰 越 利 益 剰 余 金	10,043
繰越金	526	自 己 株 式	△9
繰越金	1,735	評価・換算差額等	377
繰越金	227	その他有価証券評価差額金	377
繰越金	△904		
資 産 合 計	58,427	負 債 及 び 純 資 産 合 計	58,427



損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高		48,855	
売上原価		43,062	
売上総利益		5,793	
販売費及び一般管理費		5,938	
営業損失		144	
営業外収益		1,023	
受取利息	14		
受取配当金	344		
受取配当料	63		
受取販売収益	437		
その他	134		
営業外費用	29		
支払利息	190		
支払配当金	377		
支払販売費	139		
その他	37		
経常利益	43	788	
特別利益		91	
特別損失		0	
固定資産売却損等	5		
その他	83		
当期純利益	0	88	
法人税、住民税及び事業税		3	
法人税等調整額	△186		
当期純利益	△103	△289	
当期純利益		293	



株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,709	791	791	9,939	9,939	△9	12,431
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△189	△189		△189
当 期 純 利 益				293	293		293
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	103	103	△0	103
当 期 末 残 高	1,709	791	791	10,043	10,043	△9	12,535

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	494	0	494	12,926
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△189
当 期 純 利 益				293
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△116	△0	△117	△117
当期変動額合計	△116	△0	△117	△13
当 期 末 残 高	377	-	377	12,913



独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

不二サッシ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 裕 子 (印)
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 菊 地 康 夫 (印)
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 清 水 谷 修 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二サッシ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

また、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明し、社外の有識者ならびに社外役員からなる調査委員会による事実関係に調査・検証および発生原因等の究明が行われ、再発防止策の提言が行われました。監査役会は調査委員会の提言に基づく再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月2日

不二サッシ株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 原 伸 幸 ⑩

社外監査役 妹 尾 佳 明 ⑩

社外監査役 佐 々 木 茂 ⑩

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

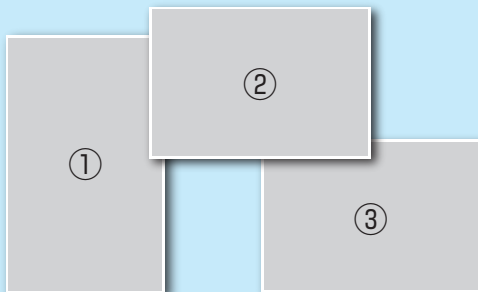
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催
期末配当基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
その他の基準日	上記の他、必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
および特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
(郵送物送付先) (お問合せ先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL.0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.fujisash.co.jp/

● 表紙写真説明



- ① J R東日本ホテルメッツ札幌
施主：学校法人高宮学園・日本ホテル(株)
計：大成建設(株)一級建築士事務所
施工：大成建設(株)
- ② 板橋区立小豆沢体育館プール棟
施主：板橋区
計：(株)久米設計
施工：鴻池・瀧島・古川建設共同企業体
- ③ 岩手医科大学附属病院
施主：学校法人岩手医科大学
計：日建設計・清水建設設計監理共同企業体
施工：清水建設・宮城建設共同企業体

不二サッシ株式会社

〒212-0058

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 Tel. (044) 520-0034

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社は、会社法第362条第5項及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、「内部統制システム」という。）の構築について、当社の「経営理念」及び「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」に則り、その基本方針を下記のとおり定めております。

記

(1) 内部統制システム構築の目的

- ① 内部統制システムの構築は、当社及び連結子会社（以下、「不二サッシグループ」という。）の効率的で適法な企業体制を作ることとを目的とし、各条項に定める担当部門の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図るものとする。
- ② 当社は、別に定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」（以下、「内部統制システム」という。）に基づき、適正な財務報告及び連結ベースの財務報告を作成するための体制を構築・整備する。
また、財務報告に係る内部統制で求められている「ＩＴへの対応」に関しては、「財務報告に係るＩＴ統制活動の基本方針」に基づき、適切な体制を構築・整備する。

(2) 不二サッシグループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、2003年4月より、法令遵守及び企業倫理意識を高め違法体制を築くため、コンプライアンス統括室を設置するとともに、「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していくうえで誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観である基本方針を定めた。
また、「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」を制定し、取締役及び使用人が、日々の業務を遂行していく上で実践すべき具体的な行動基準を定めた。
これら行動指針は、不二サッシグループ各社において機関決定を行い、その周知に努めるものとする。
- ② 取締役及び使用人に、法令、定款の遵守を徹底するため、社内報及び社内通達等において、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務にあたるよう、適宜指導・教育を行う。
また、この一環として2007年10月に「不二サッシコンプライアンスマニュアル」を発行し、不二サッシグループの役員、使用人等一人ひとりが、日々の継続的な活動の中で自らコンプライアンスを実践していくよう、教育を推進している。
- ③ 取締役は、平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、不二サッシグループ各社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。また、取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- ④ 「不二サッシ企業倫理ホットライン」を開設し、不二サッシグループ並びに不二サッシグループの役員、使用人等におけるコンプライアンス違反についての通報を受け付け、適正に対処する。当社は、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 取締役及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断する。また、暴力団排除条例に基づき、反社会的勢力の活動を助長し、その運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「情報等」という。）の取扱いは、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。

また、情報等の管理並びに個人番号及び特定個人情報については、「情報セキュリティ・ポリシー」及び「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」において基本方針を定めている。

(4) 不二サッシグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理体制は、決裁規程などの社内規程・マニュアル等に基づき業務執行ルールを明確にするとともに、経理面においては、各部門長による自立的な管理を基本としつつ、経営管理部経理部が計数的な管理を行い、また、他の部門から独立した組織である監査部において、不二サッシグループを含めた厳正な業務監査を実施し、経営管理部コーポレートガバナンス部コンプライアンス統括室において、企業活動における法令遵守と倫理に基づく行動の徹底と実践の啓蒙を行う。
- ② 1999年2月より、不二サッシグループを取り巻くリスクが発生した場合、迅速で正確な事実把握と会社としての的確な対応を速やかに決定するため、「緊急対策検討委員会」を設置し、会社の危機管理体制の徹底を図っている。
- ③ 当社は環境基本方針・行動指針に基づき、「環境マネジメントシステム」を導入し、環境保全活動を進めるとともに、「中央環境管理委員会」および「事業所環境管理委員会」において、環境施策の検討や情報交換を行う。
- ④ 従来の建材に関する品質管理・保証だけでなく、不二サッシグループの非サッシ分野における品質管理・保証体制を整備するため、2006年6月に品質保証部を新設した。
さらに、不二サッシグループ各社が製造・販売する製品の安全確保に関する指針を、2008年4月に「不二サッシグループ製品安全行動指針」として定めるとともに、製品事故情報が速やかに報告されるよう「不二サッシ事故情報報告制度」を制定し、不二サッシグループ及び特約店等の取引先に対して周知を図っている。また、顧客満足や安心・安全な商品提供のために必要なすべての計画的・体系的な活動を不二サッシグループ全体で実施するため、「品質管理委員会」や「中央規格委員会」において品質情報の共有化や水平展開並びに規格の整備を行うとともに、品質パトロール（監査）を通じて品質保証体制の強化を図っている。
- ⑤ 不二サッシグループ各社に対して、通達等により反社会的勢力との関係排除を周知するとともに、暴力団排除条例に基づき、諸規程及び契約書式等の整備を図った。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、法令及び取締役会規程により定められている事項並びにその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議する。また、取締役会の下に、社長が議長を務め、執行役員と一部部門長で構成される経営審議・業務執行会議（以下、「経営会議」という。）を設置し、経営に関する重要事項について、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行方針について意思決定を行っている。
なお、取締役会及び経営会議に付議するにあたっては、議題に関する資料について、事前に、全役員に周知される体制をとるものとする。
- ③ 2000年6月より、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、その後、業務執行の強化策として、会長・社長以外の取締役の役付と取締役への業務委嘱をなくし、業務委嘱は執行役員に対して行うこととしている。

- ④ 経営計画のマネジメントについては、将来の事業環境を踏まえ、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために具体策を立案、実行することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているかを、取締役会への業務報告を通じて定期的に検証を行う。
- ⑤ 日常の職務遂行に際しては、決裁規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各責任者がその権限に則り業務を遂行する。

(6) 不二サッシグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 総合企画部関連事業部（以下、「関連事業部」という。）は、関係会社管理規程に基づき、子会社・関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理業務の総括を行うとともに、所管する部門長（以下、「関係部門長」という。）生産関係会社は生産管理部長、販売関係会社は営業企画部長、海外関係会社は海外営業部長）と協議し、子会社等の指導、育成のため適切な助言を行う。
- ② 関連事業部及び関係部門長は、子会社等が行う重要事項等について、審査、検討を行い、当社の決裁を受けるものとし、また、事業計画に基づく子会社等の経営内容を把握するため、必要に応じて財務諸表、借入金残高報告書等の書類を求め、確認及び検討を行う。上記体制の強化のため関係会社管理規程を改訂し、当社に事前申請または事後報告する事項を具体的に定めるとともに、意思決定プロセスを明確にした。
また、子会社等の内部統制に関する諸規程の整備を実施した。
- ③ 子会社等の株主総会に対する当社の議決権行使及び委任に関する事項は、当社担当役員の決裁に基づいて行使する。
- ④ 監査部は、内部監査規程に準拠して、子会社等に対して必要の都度、会計監査及び業務監査を行うものとする。なお、財務報告に関する内部統制の強化を図るため2009年3月に監査部に内部統制室を新設した。
- ⑤ 子会社等に損失等の危機が発生し、関連事業部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危機の状況、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、担当部門及び緊急対策検討委員会に速やかに報告される体制を構築・整備した。
- ⑥ 子会社等の監査役には、当社の使用人等が兼務することとし、子会社等の取締役の業務監査及び会計監査（または会計監査のみ）を行うものとする。
- ⑦ 公害防止、環境保全に関する統括管理については、環境安全部において、不二サッシグループの公害防止対策に関する体制を整備している。
- ⑧ 定期的に当社及び子会社等の社長による社長会を開催し、円滑な企業グループ活動と営業の諸問題等の解決を図り、相互協調を促進するものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、会社法的主旨に則り、兼任の監査役会事務局スタッフ1名を配置しているが、今後、監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人について、配置すべき部門、専任・兼任の取り決め及びその人選や地位等について、監査役と協議のうえ定めるものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動については、監査役と協議のうえ決定し、その使用人の人事考課については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

(9) 不二サッシグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
- ③ 監査役は、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役と緊密な関係を保ち、必要に応じて内部統制システム構築に係わる活動状況、監査部その他関係部門及び子会社等の監査役の活動状況、業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容、「不二サッシ企業倫理ホットライン」の運用状況等について報告を求めることができる。
- ④ 当社は、監査役に報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- ⑤ 監査役は、監査役会において、職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して、監査方針をたて、適切に監査対象及び方法を選定し、監査計画を作成するものとする。
- ② 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めるものとする。
- ③ 代表取締役と監査役との間で、定期的に意見交換会を行うものとする。
- ④ 社外取締役と監査役との間で、必要に応じて意見交換を行うものとする。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人から、会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、関係を図っていくものとする。
- ⑥ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、会計監査人、コンサルタントその他、監査役協会、外部アドバイザー等に意見を求めることができる。

(11) 当社の監査役の職務の執行において生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係わる費用が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとする。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社の数 31社
 - ・主要な連結子会社の名称

不二ライトメタル(株)、関西不二サッシ(株)、日海不二サッシ(株)、不二倉業(株)、不二サッシリニューアル(株)、日本防水工業(株)、北海道不二サッシ(株)、(株)不二サッシ九州、(株)不二サッシ東北、(株)不二サッシ関東、(株)不二サッシ東海、(株)不二サッシ関西、(株)不二サッシ中四国、奈良不二サッシ(株)、協同建工(株)	(株)東亜サッシ
--	----------
 - ・主要な非連結子会社の名称等
 - ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
--
2. 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法を適用した関連会社の状況
 - ・持分法適用の関連会社数 2社
 - ・会社等の名称

不二太天股份有限公司
高槻ダイカスト(株)
 - ②持分法を適用していない非連結子会社の状況
 - ・会社等の名称

(株)東亜サッシ

 - ・持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
--
3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項
 - ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から日本防水工業(株)及び日本スプレー工業(株)を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度中に株式を取得したことにより子会社となったことによるものであります。
4. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法に基づく原価法
製品、半製品、原材料、貯蔵品	移動平均法に基づく原価法
仕掛品	オーダー生産品については個別法に基づく原価法、その他については移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
海外連結子会社は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異の処理方法 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法等）
- ② その他の工事
工事完成基準

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

6. 表示方法の変更に関する注記
(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は、9百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は、9百万円であります。

7. 誤謬の訂正に関する注記

当社の連結子会社である関西不二サッシ株式会社において、不適切な会計処理が行われたことに伴い、過年度の誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、遡及処理後の期首残高は、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金が261百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,200百万円
受取手形及び売掛金	920百万円
販売用不動産	84百万円
建物及び構築物	5,635百万円
機械装置及び運搬具	2,318百万円
土地	11,765百万円
その他（工具器具備品）	0百万円
投資有価証券	515百万円
計	22,440百万円
上記のうち、工場財団抵当に供している資産	
建物及び構築物	5,077百万円
機械装置及び運搬具	2,318百万円
土地	9,760百万円
その他（工具器具備品）	0百万円
計	17,157百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	8,504百万円
長期借入金	4,428百万円
計	12,932百万円

2. 受取手形割引高 409百万円

3. 電子記録債権割引高 77百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 99百万円

5. 連結子会社の不二ライトメタル㈱及び日海不二サッシ㈱は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

不二ライトメタル㈱

再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価後の帳簿価額	2,030百万円
減損処理後の帳簿価額	1,918百万円
連結会計年度末における時価と減損処理後の帳簿価額との差額	0百万円

日海不二サッシ㈱

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価後の帳簿価額	1,812百万円
減損処理後の帳簿価額	1,487百万円
連結会計年度末における時価と減損処理後の帳簿価額との差額	△163百万円

6. 保証債務

連結子会社である不二ライトメタル(株)は、医療機器開発において包括的連携協定を締結している株式会社日本医療機器技研が国立研究開発法人日本医療研究開発機構と締結した委託研究開発契約に基づく債務に対し連帯保証を行っております。

(1) 内容

株式会社日本医療機器技研が国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して現在および将来負担する一切の債務につき、連帯して保証するものであります。

(2) 委託費限度額

1,350百万円

株式会社日本医療機器技研が負担する委託費の割合

委託研究開発の目標達成が確認された場合 全額

委託研究開発の目標未達が確認された場合 10%負担(135百万円)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

126,267,824株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 6月27日 定時株主総会	普通株式	189	利益剰余金	1.5	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度末になるもの
2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6月26日 定時株主総会	普通株式	189	利益剰余金	1.5	2020年 3月31日	2020年 6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及び社債は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	14,325	14,325	-
(2) 受取手形及び売掛金	17,190		
(3) 電子記録債権 貸倒引当金	3,405 △601		
	19,994	19,994	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,622	1,622	-
資産計	35,942	35,942	-
(5) 支払手形及び買掛金	15,484	15,484	-
(6) 電子記録債務	4,858	4,858	-
(7) 短期借入金	11,955	11,955	-
(8) 1年内償還予定の社債	215	226	11
(9) 短期リース債務	237	237	-
(10) 社債	2,725	2,712	△12
(11) 長期借入金	6,559	6,546	△12
(12) 長期リース債務	1,306	1,303	△2
負債計	43,341	43,326	△15

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務及び (7) 短期借入金並びに (9) 短期リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内償還予定の社債並びに (10) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金並びに (12) 長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	159円	90銭
2.	1株当たり当期純利益	3円	43銭

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び
関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法に基づく原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産
製品、半製品、
原材料、貯蔵品
仕掛品
個別法に基づく原価法
移動平均法に基づく原価法
オーダー生産品については個別法に基づく原価法、その他については移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸 倒 引 当 金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (3) 工事損失引当金
当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ロ その他の工事
工事完成基準
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
 - (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	100百万円
販売用不動産	84百万円
建物	3,581百万円
構築物	142百万円
機械及び装置	750百万円
土地	8,551百万円
投資有価証券	364百万円
関係会社株式	3,400百万円
計	16,974百万円

上記のうち、工場財団抵当に供している資産

建物	3,302百万円
構築物	142百万円
機械及び装置	750百万円
土地	7,990百万円
計	12,185百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,700百万円
一年以内返済予定長期借入金	2,033百万円
長期借入金	4,243百万円
計	9,976百万円

2. 保証債務

関係会社等の金融機関等からの借入等に対し保証を行っております。

その他	0百万円
計	0百万円

3. 受取手形裏書譲渡高

61百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,818百万円
長期金銭債権	1,066百万円
短期金銭債務	5,266百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,587百万円
仕入高	18,468百万円
営業取引以外の取引高	715百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	76,178株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピューターがあります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主・ その他の 関係会社	文化シヤッター(株)	被所有 直接 23.51	文化シヤッター(株)製品の購入	たな卸資産の購入 (注1)	1,419	支払手形	8
						買掛金	917

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	不二ライトメ タル(株)	直接 100.00	当社製品の 製造・販売	たな卸資産 の購入 (注1)	6,630	電子記録債 務	1,217
						買掛金	505
				不動産及び 工場設備の 賃貸 (注1)	115	未収入金	10
	日海不二サッ シ(株)	直接 99.90 間接 0.10	当社製品の 製造・販売	たな卸資産 の購入 (注1)	2,547	電子記録債 務	673
						買掛金	244
	不二サッシ (マレーシア) SDN.BH D.	直接 100.00	資金の援助	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金 (注3)	1,050
				資金の回収 (注2)	—		
				利息の受取 (注2)	5		
	関西不二サッ シ(株)	直接 100.00	当社製品の 製造・販売	たな卸資産 の購入 (注1)	5,874	支払手形	132
						電子記録債 務	403
						買掛金	393
				不動産及び 工場設備の 賃貸 (注1)	183	未収入金	16
	(株)不二サッシ 関東	直接 100.00	当社製品の 製造・販売	当社製品の 販売 (注1)	2,220	受取手形	76
						電子記録債 権	560
						売掛金	203
	日本防水工業 (株)	直接 97.00 間接 3.00	資金の援助	資金の貸付 (注2)	1,070	短期貸付金	100
				資金の回収 (注2)	470	長期貸付金	500
				利息の受取 (注2)	3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 不二サッシ(マレーシア)SDN.BHD.及び日本防水工業(株)に対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 不二サッシ(マレーシア)SDN.BHD.への短期貸付金に対し、862百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度中に計上した貸倒引当金繰入額は、55百万円であります。

4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	102円	33銭
2.	1株当たり当期純利益	2円	32銭